

## 生涯学習の推進に向けて



秋田県教育庁生涯学習課長  
平川 祐作

県では、新たに策定した「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づき、各種の施策や事業に取り組んでいるところであります。プランでは、重点的に取り組む6つの重点戦略と継続的に取り組む5つの基本政策を掲げておりますが、生涯学習・社会教育に関係ある施策は、戦略5「未来を担う教育、人づくり戦略」の中で示された次の3点となっております。

- ・施策5-3 豊かな心と健やかな体の育成
- ・施策5-4 良好で魅力ある学びの場づくり
- ・施策5-5 生涯学習を行動に結び付ける環境と芸術・文化に親しむ機会づくり

平成26年度は、「第2期プラン」のスタートに当たると同時に、現行の「あきたの教育振興に関する基本計画」の最終年度でもあります。基本計画のまとめの年度として、引き続き「教育立県あきた」の実現を目指した取組を進めてまいります。

さて、昨年9月、県立美術館がリニューアルオープンし、入館者10万人を迎えました。生涯学習課は、今年度「新県立美術館事業推進班」を「調整企画・学芸振興班」に統合し、3つの班体制としております。プランや基本計画を踏まえ、次の4つの重点施策について、各班の役割と責任を明確にしなが、本県生涯学習推進のための業務を行ってまいります。

- (1) 学んだことを行動に結び付ける環境づくり
- (2) 幼少期からの読書活動の推進
- (3) 青少年の生き抜く力を育む取組の充実
- (4) 心の豊かさを育む芸術・文化体験活動の推進

以上の重点施策に基づき、生涯学習の成果を生かすことのできる社会の実現を目指してまいります。

当課並びに関係機関の具体的な取組内容については、引き続き「生涯学習課だより」で紹介してまいりますので、本たよりをご活用の上、今後もなお一層の連携と協力をお願い申し上げます。

## 平成26年度生涯学習課各班の主な分掌

### <調整企画・学芸振興班>

TEL 018-860-5181  
018-860-5185  
018-860-5186

- ・生涯学習課の予算・決算
- ・芸術文化体験事業
- ・地域文化功労者表彰
- ・博物館・美術館等 他

### <生涯学習・読書推進班>

TEL 018-860-5183

- ・生涯学習推進本部
- ・生涯学習審議会
- ・幼少期からの読書活動
- ・県民総「行動人」の推進
- ・あきた県庁出前講座
- ・男女共同参画 他

### <社会教育班>

TEL 018-860-5184

- ・青少年教育、体験活動
- ・成人教育、高齢者教育
- ・家庭教育
- ・社会教育主事の認定
- ・社会教育委員
- ・社会教育団体 他

# 美の国アクティブカレッジ

## 総合開講式 開講記念講演

「美の国アクティブカレッジ」の総合開講式が、4月26日（土）、秋田県生涯学習センター講堂で行われました。

「美の国アクティブカレッジ」は、秋田県が展開している総合的な生涯学習講座です。秋田のよさや秋田を動かしている人を知り、行動の原動力にできるような学びの機会を広域的に提供します。

総合開講式では、美の国アクティブカレッジ学長である佐竹県知事から、1000単位修得した石田裕康氏と武藤良一氏に奨励証「プラチナ・マナビスト」、500単位修得した村上隆悦氏に奨励証「ゴールド・マナビスト」が授与されました。



県民歌伴奏：夏目由美子センター所長



開講記念講演：佐竹敬久知事

開講記念講演では、知事が講師となり、「変わる世界 変わらぬ世界」と題して、集まった160名の受講者に講演しました。

今年度は、「あきたふるさと学講座」をはじめ17講座を設け、秋田の歴史や文化、暮らしなどを様々な角度から掘り下げるとともに、県内の生涯学習の気運を高めるため、地域キャンパスを無料にしました。当カレッジで学びを広げてみてはいかがでしょうか。

### 【お知らせ】

## 県立少年自然の家の設置目的及び利用手続き等の改定について

県教育委員会では、秋田県社会教育委員の会議や、少年自然の家の在り方に関する検討委員会の提言をもとに検討を行った結果、少年の健全な育成に資する目的に加え、幅広い年齢層の県民が、生涯学習のために少年自然の家を使用できることとしました。

については、平成26年4月1日から、施設の設置目的や利用の手続き等を次のように改定しましたのでお知らせします。

### 1. 施設の設置目的

少年の健全な育成というこれまでの目的に加え、県民の生涯学習の振興のためにも施設を利用できることとしました。

### 2. 利用の手続き

少年自然の家を使用する際には、事前に「利用申込書」を提出し、許可を受けて使用することとしました。

### 3. 使用料の徴収（平成26年7月1日から適用）

施設の維持管理にかかる費用の一部を負担いただくため、18歳以上の方（高校生等を除く）から次のとおり使用料を徴収することとしました。

区分	使用料の額（税込み）
宿泊を伴う使用の場合	1人1泊につき 800円
宿泊を伴わない使用の場合	1人1回につき 200円



なお、学校団体や社会教育関係団体等が利用する場合は、使用料の減免を検討しております。詳しくは生涯学習課又は各少年自然の家までお問合せください。

※今年度、「生涯学習課だより」と「読書活動だより」を隔月で発行することとしました。内容をより一層充実させていきますので、どうぞご活用ください。